



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 市営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） 1

告 示

沖縄県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、名護市長から協議のあった我部祖河地区土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）の計画の変更について、平成23年10月11日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年10月18日から同年11月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 名護市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成23年10月18日から同月31日まで一般の縦覧に供する。

平成23年10月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 12号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	読谷村字喜名477番から 読谷村字喜名425番3まで	8.1m ~ 22.3m	441.4m
新	読谷村字喜名477番から 読谷村字喜名425番3まで	12.0m ~ 30.3m	441.4m

沖縄県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成23年10月18日

から同月31日まで一般の縦覧に供する。

平成23年10月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 32号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宜野湾市長田三丁目427番3から 中城村字南上原370番7まで	11.4m ~ 13.6m	68.5m
新	宜野湾市長田三丁目427番3から 中城村字南上原370番7まで	12.0m ~ 31.5m	68.5m

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8